防府市クリーンセンター
整備・運営事業

公募説明書

平成２１年７月

山口県防府市

防府市クリーンセンター整備・運営事業　公募説明書
－　目　次　－

１ 公告日 1
２ 発注者 1
３ 担当部局 1
４ 事業概要 1
(1) 事業内容 1
(2) 民間事業者が実施する業務の範囲 4
(3) 市が実施する業務の範囲 6
５ 事業者の審査及び選定 7
(1) 審査及び選定の手順 7
(2) 審査及び選定スケジュール 7
(3) 審査委員会の設置 8
６ 募集要項 8
(1) 募集要項の構成 8
(2) 募集要項の公表 8
(3) 事業予定地の見学等 9
(4) 公募説明書等に対する質疑・回答 9
(5) 要求水準書・契約書案に対する質疑・回答 9
(6) 対話の実施 9
(7) 市から最終公募条件の提示 9
(8) 応募書類の提出 9
(9) 応募書類のヒアリング 9
(10) 優先交渉権者並びに次点交渉権者の決定及び公表 9
７ 応募者の参加資格要件 10
(1) 応募者の構成 10
(2) 応募者の参加資格要件 10
(3) 参加資格の喪失 12
８ 第一次審査 12
(1) 第一次審査申請書類の提出 12
(2) 参加表明者が提出する第一次審査申請書類 12
(3) 第一次審査申請書類の提出方法 13
(4) 参加資格要件の確認方法 13
(5) 第一次審査結果の通知 13
９ 対話の実施 13
(1) 対話実施の考え方 13
(2) 対話の手順 14
１０ 最終公募条件の提示 16
(1) 本事業の最終の事業条件 16
(2) 最終公募条件に対する質疑・回答 16

(3) 予定価格の提示 16
１１ 応募書類の提出 16
(1) 応募書類の構成 16
(2) 応募書類の提出方法 16
(3) 応募書類の提出 17
(4) 価格提案書の提出方法・開封 17
(5) 応募の辞退 17
(6) 応募の無効 17
(7) 応募に当たっての留意事項 17
(8) 応募書類の修正等の禁止 17
１２ 本審査 18
(1) 形式審査 18
(2) 非価格要素審査 18
(3) 価格審査 18
(4) 総合評価の実施・優先交渉権者の選定 18
１３ 想定事業費 18
１４ 優先交渉権者決定後の手続き 19
(1) 交付金申請手続きへの協力 19
(2) 契約内容の協議 19
(3) 契約の締結 19
(4) 建設請負契約の締結方法について 19
(5) 特別目的会社の設立 19
１５ 契約保証金 20
１６ その他 20
(1) 費用負担 20
(2) 使用言語等 20
(3) 審査結果理由の説明請求 20
(4) 提出書類の取扱い・著作権 20

別　紙　１　：　本審査の審査基準
別　紙　２　：　施設の設計・施工並びに運転実績の得点化方法
添付資料１　：　事業予定地位置図
添付資料２　：　契約形態
添付資料３　：　電力供給に係る形態
添付資料４　：　事業者の審査及び選定手順

防府市（以下「市」という。）は、平成 20 年 2 月 8 日に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定に基づき、防府市クリーンセンター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定した。

本公募説明書は、本市が本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり配布するものである。本事業を実施する民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本公募説明書を含む募集要項（公募説明書、要求水準書、契約書案）によるものとする。

本事業に応募する者は、募集要項に記載された本事業の目的や民間事業者の役割等を十分理解した上で、募集要項に基づき応募書類等の作成等を行うものとする。

１　公告日

平成 21 年 7 月 10 日

２　発注者

防府市長　松浦　正人

３　担当部局

本事業において公募等の事務を担当する部局（以下「担当部局」という。）は以下のとおりとする。

防府市生活環境部クリーンセンター廃棄物処理施設建設室
住　所　：〒747-0825　山口県防府市大字新田 364 番地
TEL:0835-22-4752　FAX:0835-22-4756
E-mail　：clean2@city.hofu.yamaguchi.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://www.city.hofu.yamaguchi.jp

また、市は、本事業に関して担当部局が行う事務に対する助言を行うものとして、以下のアドバイザーを置く。

株式会社日本総合研究所
復建調査設計株式会社
西村あさひ法律事務所

４　事業概要

(1)　事業内容

ア　事業名称

防府市クリーンセンター整備・運営事業

イ　対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

ウ　事業予定地

山口県防府市大字新田（事業予定地位置図を添付資料１に示す。）

エ　事業の目的

市は、既存の一般廃棄物処理施設の老朽化に対応するとともに、さらなる循環型

社会の形成を推進することを目的とする。また、本事業をＰＦＩ事業として実施することで、一般廃棄物処理施設の有効かつ効率的な更新と、長期間にわたる良好な運営・維持管理を行うことを目的とする。

オ　事業の目標

本事業の実施における目標は、次のとおりとする。

(ｱ)　市内から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（以下、総称して「一般廃棄物」という。）を適正に処理することにより、公衆衛生を確保し、生活環境を向上する。

(ｲ)　一般廃棄物の適正処理や生成物等の再生利用を推進することにより、リサイクル率を高め、最終処分率を低減する。

(ｳ)　バイオガス化施設と焼却施設を組み合わせた処理システムを構築することにより、効果的なサーマルリサイクルを行うとともに、環境性を向上する。

(ｴ)　し尿処理施設、浄化センターが隣接する条件を生かし、周辺施設との連携を強化する。

(ｵ)　経済性に優れた施設の整備、運営・維持管理を行い、ライフサイクルコストを削減する。

カ　事業の骨格

本事業の骨格は、次のとおりとする。

(ｱ)　循環型社会形成推進を目指し、一般廃棄物の処理・リサイクルについて、要求水準書添付資料２に示す処理フローを構築する。

(ｲ)　可燃ごみの処理については、水分の多い厨芥類等からバイオガスを回収し有効利用するとともに、焼却施設においては高い効率の発電を行うことで、全量焼却と比較してエネルギー効率を向上し、有害物質・温室効果ガスの排出抑制等により環境負荷を低減する。

(ｳ)　(ｲ)の実現を目指し、可燃ごみの処理については、選別施設、バイオガス化施設、焼却施設（以下、3 施設一体で「可燃ごみ処理施設」という。）を組み合わせた処理システムを構築する。

(ｴ)　隣接するし尿処理施設と浄化センターで発生する汚泥を可燃ごみ処理施設で全量受け入れ、処理又は有効利用を行う。

(ｵ)　不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの処理については、資源化の推進と最終処分量の低減を図るため、リサイクル施設を整備する。また、市民の環境意識向上を目的として啓発機能を整備する。

(ｶ)　各施設に関する要求水準は、本公募説明書と同時に公表する要求水準書にて示すが、各施設を別棟として整備することを必ずしも求めるものではなく、適切な施設構成を提案することができるものとする。

(ｷ)　可燃ごみ処理施設、リサイクル施設及び作業ヤード等の付帯施設（以下、総称して「本施設」という。）の整備に伴い、既存の焼却施設、破砕処理施設等を解体・撤去する。解体・撤去対象建築物等の位置図を要求水準書添付資料３に示す。

キ　事業内容

(ｱ)　可燃ごみ処理施設の整備・運営

ａ　可燃ごみを、厨芥類等バイオガス化施設の処理対象物（以下「メタン発酵対象ごみ」という。）とそれ以外のごみ（以下「メタン発酵非対象ごみ」という。）

に選別する施設を設ける。

b　メタン発酵対象ごみを発酵処理し、バイオガスを回収するバイオガス化施設を設ける。

c　必要に応じて、回収したバイオガスを有効利用する設備を設ける。

d　メタン発酵非対象ごみ、バイオガス化施設で発生する発酵残渣、リサイクル施設で発生する可燃残渣等を処理する焼却施設を設ける。

e　焼却施設には、エネルギー回収を行う発電設備を設ける。

f　クリーンセンターへ搬入される一般廃棄物の計量を管理する計量棟（リサイクル施設と共用）を設ける。

g　し尿処理施設、浄化センターとの連携に必要となる設備を整備する。

(ｲ)　リサイクル施設の整備・運営

a　不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて破砕選別等の処理を行うリサイクル施設を設け、ごみの減容化、資源物回収を行う。

b　再生工房・展示販売コーナー等の啓発機能を備えるとともに、ごみの搬入許可申請の受付機能を有する管理啓発棟を設ける。管理啓発棟には、市職員が常駐する事務室も整備する。

(ｳ)　付帯施設の整備

a　不燃ごみ、粗大ごみの確認、資源ごみの仮置きのためのヤードを設ける。

b　焼却施設とは別に、小型動物焼却炉を設ける。

c　収集車両等の車庫及び車両点検整備施設を整備する。

d　調整池の機能を有する駐車場を設ける等外構を整備する。

(ｴ)　既存施設の解体・撤去

既存の焼却施設、破砕処理施設等、要求水準書添付資料３に示す施設を解体・撤去する。

a　既存焼却施設　：　ストーカ式（溶融設備無し・発電設備無し）
180ｔ/日（90ｔ/日×2 基）
昭和 57 年 6 月竣工

b　既存破砕処理施設　：　可燃物、不燃物、鉄類、高分子化合物の 4 種選別
50ｔ/5h
昭和 54 年 11 月竣工

c　その他

ク　事業手法

本事業における施設の整備・運営はＤＢＯ方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）により実施するものとし、市は、本施設の設計・施工及び運営・維持管理に係る資金を調達し、本施設を所有する。

事業者として選定された企業又は企業グループ（以下「民間事業者」という。）は単独又は建設共同企業体を設立し、本施設の設計・施工業務（以下「設計・施工業務」という。）を行うとともに、既存施設の解体・撤去業務（以下「解体・撤去業務」という。また、以下、設計・施工業務と解体・撤去業務をあわせて「設計・施工等業務」という。）を行う。

さらに、民間事業者は、本施設の運営・維持管理のために特別目的会社（以下「特別目的会社」又は「運営事業者」という。）を設立し、20 年間の運営期間にわたっ

て、本施設の運営・維持管理に係る業務（以下「運営業務」という。）を行う。

なお、市は、本施設を 30 年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は、30 年間の使用を前提として設計・施工業務及び運営業務を行うこととする。

ケ　契約の形態

市と民間事業者は、添付資料２に示す形態の契約を締結する。

まず、市は、民間事業者との間において、設計・施工等業務を請け負わせ、運営業務を委託する旨を一括で定めた基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

また、市は基本契約に基づき、民間事業者のうち設計・施工等業務を担当する者（以下「建設請負事業者」という。）と、本事業に係る建設工事請負契約（以下「建設請負契約」という。）を締結する。

さらに、市は基本契約に基づき、運営事業者と本事業に係る運営委託契約を締結する。（以下、基本契約、建設請負契約、運営委託契約の 3 つの契約をまとめて「特定事業契約」という。）

コ　事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

(ｱ)　本施設の設計・施工期間：特定事業契約締結から平成 26 年 3 月末まで

(ｲ)　既存施設の解体・撤去期間：特定事業契約締結から平成 27 年 3 月まで

(ｳ)　本施設の運営期間：平成 26 年 4 月から平成 46 年 3 月までの 20 年間

サ　関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

シ　事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、次のとおりを予定している。

(ｱ)	募集要項の公表	平成 21 年 7 月 10 日
(ｲ)	応募書類提出	同年 12 月
(ｳ)	優先交渉権者の決定	平成 22 年 2 月
(ｴ)	基本契約の締結	(ｳ)の決定後速やかに
(ｵ)	特別目的会社の設立	(ｴ)の締結後速やかに
(ｶ)	契約内容の協議	平成 22 年 2 月～平成 22 年 3 月
(ｷ)	仮契約の締結	平成 22 年 3 月
(ｸ)	特定事業契約の締結	同年 6 月
(ｹ)	設計・施工着手	同年 6 月
(ｺ)	本施設の完工及び引渡し	平成 26 年 3 月末
(ｻ)	供用開始	同年 4 月 1 日
(ｼ)	契約終了	平成 46 年 3 月末

(2)　民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。なお、民間事業者は、事業期間を通じ、市が行う行政手続等に対して協力する。

ア　事前業務

優先交渉権者の決定後速やかに、民間事業者は特別目的会社を設立する。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

イ　設計・施工等業務

(ｱ)　建設請負事業者は、市と締結する建設請負契約に基づき、設計・施工等業務を行う。

(ｲ)　施工については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。

(ｳ)　施工範囲には、本施設からし尿処理施設への電力供給設備、バイオガス化施設から排出される脱離液の除害施設、し尿処理施設、浄化センターからの汚泥の受入設備等周辺施設との連携に係る工事を含むものとする。

(ｴ)　本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

ウ　運営業務

(ｱ)　運営事業者は、市と締結する運営委託契約に基づき、一般廃棄物を受け入れ、要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本施設の運営業務として補修・更新業務、運転業務、清掃業務、保安警備業務、環境管理業務等を行う。

(ｲ)　運営事業者は、焼却処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行い、電力供給の義務を負う可燃ごみ処理施設及びリサイクル施設等(以下「電力供給義務施設」という。）での利用及びクリーンセンター内の電力供給義務施設以外の施設への売電、電力事業者への売電を行うことができる。なお、売電収入及び新エネルギー等電気相当量の販売に関わる権利は、運営事業者に帰属する。

(ｳ)　運営事業者は、クリーンセンター内の全ての施設（本施設を含む）が一括受電するため、電気事業者と電力供給に係る契約を締結する。当該契約に関わる費用は運営事業者が負担する。

　電力使用料については、民間事業者が電力供給義務施設分を、市が電力供給義務施設以外の全ての施設分を負担することとし、基本料金に係る両者の負担額については、電力使用量に応じて按分する。なお、添付資料３に、電力供給に関わる形態を示す。

(ｴ)　運営事業者は、メタン発酵対象ごみの発酵処理に伴って発生するバイオガスの有効利用を図る。なお、バイオガスの販売に関わる権利は、運営事業者に帰属する。

(ｵ)　運営事業者は、焼却処理に伴って発生する主灰もしくはスラグ・メタル、飛灰（以下「副生成物」という。）について、有効利用を行う。

エ　業務終了時の引継業務

(ｱ)　市は、事業期間終了後も本施設を継続して利用することを予定している。したがって、本施設の解体・撤去は本事業の範囲には含まない。

(ｲ)　市は、事業期間終了の 5 年前から事業期間終了後の施設の運営方法について検討し、運営事業者は市の検討に協力する。また、運営事業者は、当該検討に資する資料の提供、事業期間終了後の市又は市が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため、以下の業務等を行う。

ａ　施設の運転、維持管理に必要な以下の書類等の整備、提示
　（図面、維持管理履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法、財務諸表等）

ｂ　新たな運営事業者による施設及び運転状況の視察

ｃ　市ないしは市が指定する第三者への引継ぎ業務

ｄ　事業期間終了後の運営支援

(3) 市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

ア 事前業務

(ｱ) 事業用地の準備

本事業を実施するための事業用地は、市において準備する。ただし、用地の造成については、建設請負事業者が実施する業務の範囲とする。

(ｲ) 生活環境影響調査の実施

市は、本事業に係る生活環境影響調査を実施する。なお、運営事業者は、市が策定する「生活環境影響調査書」の内容を遵守する。

(ｳ) 行政手続等

市は、本事業を実施する上で必要となる設置届等の行政手続き等の対応を行う。

イ 設計・施工等業務

(ｱ) 交付金の申請等

市は、本施設の設計・施工、既存施設の解体・撤去に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続き等を含む行政手続き等の対応を行う。

(ｲ) 建設費の支払い

市は、本施設の設計・施工、既存施設の解体・撤去に要する費用を建設費として、当該年度の出来高並びに交付金の額に応じて建設請負事業者へ支払う。

(ｳ) 設計・施工状況の監視

市は、本施設の設計・施工期間、既存施設の解体・撤去期間を通じ、本事業の設計・施工状況の監視を行うものとする。

(ｴ) 住民対応

市は、本施設の設計・施工及び既存施設の解体・撤去に関する周辺住民からの意見や苦情に対する対応を建設請負事業者と連携して行う。

ウ 運営業務

(ｱ) 一般廃棄物の搬入

市は、市民への分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、一般廃棄物の搬入を行う。また、搬入許可申請等の受付・確認業務を行う。

(ｲ) 不燃ごみ、粗大ごみ等の確認

市は、不燃ごみ、粗大ごみ等を確認し、処理不適物の除去、金属類等（有価物）の選別・回収を行う。

(ｳ) 資源化物の有効利用

市は、ストックヤードに保管された新聞、雑誌、ダンボール、紙パック及びリサイクル施設で処理された資源物について有効利用を図る。

(ｴ) 運営状況の監視

市は、運営状況の監視を行う。運営状況の監視は、原則として、施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用いて行う。また、必要に応じて、市は自らの負担で、追加の計測及び分析を行うものとする。

(ｵ) 施設見学者への対応

市は、施設の見学を希望する者について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。なお、運営事業者は、必要資料の作成等の協力を行う。

(ｶ)　住民対応

市は、運営期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を運営事業者と連携して行う。

(ｷ)　業務委託費の支払い

市は、運営期間にわたって業務委託費を運営事業者に支払う。

５　事業者の審査及び選定

市は、公平性、透明性の確保並びに民間事業者における市の意向の理解促進、民間事業者の創意工夫発揮の観点から、公募型プロポーザル方式により、公募に参加する企業又は企業グループ（以下「応募者」という。）を募集する。

事業者の選定は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることについて、段階的に実施する。

(1)　審査及び選定の手順

事業者の審査及び選定は添付資料４の手順で行う。市は、審査委員会における審査及び評価の結果を受けて、優先交渉権者等を決定する。

ア　第一次審査

市は、応募者から提出された第一次審査のための申請書類により、７．(2)に掲げる「応募者の参加資格要件」に照らした参加資格要件の確認を行う。

第一次審査の結果は、応募者に通知するとともに、公表する。

イ　対話の実施

市は、民間事業者における市の意図の理解促進、民間事業者の創意工夫発揮を目的として、第一次審査を通過した応募者と対話を行う。

ウ　本審査

(ｱ)　形式審査

形式審査は、応募者が提出する技術提案書及び事業計画書等（以下「応募書類」という。）について、市の要求する性能要件を満足するものであること等について審査を行う。

これらを満たすことが確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

(ｲ)　非価格要素審査及び価格審査

非価格要素審査では、応募書類について評価を行う。なお、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施する。

価格審査では、価格提案書に記載の金額が予定価格の範囲内にある場合に合格とし、合格した者について評価を行う。

(ｳ)　総合評価

総合評価では、非価格要素審査と価格審査に基づく総合的な評価を行い、最も優れた応募者を優先交渉権者として決定する。

(2)　審査及び選定スケジュール

募集要項の公表後、優先交渉権者の決定までのスケジュールは概ね次のとおりである。

ア　募集要項の公表	平成 21 年 7 月 10 日
イ　公募説明書等の質疑受付締切	平成 21 年 7 月 22 日
ウ　公募説明書等への質疑への回答	平成 21 年 7 月 31 日
エ　要求水準書・契約書案の質疑受付締切	平成 21 年 8 月 4 日
オ　第一次審査申請書類の受付締切	平成 21 年 8 月 10 日
カ　第一次審査の実施・結果の通知	平成 21 年 8 月 12 日
キ　要求水準書・契約書案への質疑への回答	平成 21 年 8 月 18 日
ク　対話用資料の提出締切	平成 21 年 8 月 24 日
ケ　対話の実施	平成 21 年 8 月～9 月
コ　市から最終公募条件の提示	平成 21 年 9 月 25 日
サ　最終公募条件への質疑受付締切	平成 21 年 10 月 8 日
シ　最終公募条件への質疑への回答	平成 21 年 10 月 20 日
ス　応募書類の提出締切	平成 21 年 12 月 15 日
セ　応募書類のヒアリング	平成 22 年 1 月～2 月
ソ　本審査の実施	平成 22 年 2 月 9 日
タ　優先交渉権者の決定	平成 22 年 2 月 10 日

上記スケジュールは、市の都合により変更することがある。

(3)　審査委員会の設置

市は、民間事業者の審査及び選定を、専門的知見に基づく公正かつ公平な審査を通じて実施するため、「防府市クリーンセンター整備・運営ＰＦＩ事業に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員は、以下の 5 名とする。

委 員 長　武田　信生　立命館大学エコ・テクノロジー研究センター長
副委員長　浮田　正夫　山口大学名誉教授
委　　員　今岡　　務　広島工業大学環境学部教授
委　　員　野本　　修　西村あさひ法律事務所 弁護士
委　　員　嘉村　悦男　防府市副市長

なお、応募企業、構成員、協力会社が、優先交渉権者決定前までに審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合、市は当該応募者を失格としその旨通知する。

６　募集要項

(1)　募集要項の構成

募集要項は、次のアからウまでの書類により構成される。これら書類は応募書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約当事者を拘束する条件となるものである。

ア　公募説明書
イ　要求水準書
ウ　契約書案
（基本契約書案、建設工事請負契約書案、運営委託契約書案）

(2)　募集要項の公表

(1)で示した募集要項及び様式集を次のとおり公表する。

ア　公表日：平成 21 年 7 月 10 日（金）

イ　方　法：市のホームページにおいて公表する。

(3)　事業予定地の見学等

募集要項公表以降、事業予定地への見学等については、要望に応じて対応する。

要望する企業は、担当部局へ事前に電話連絡すること。なお、見学等の具体的な手順等については、担当部局が指示を行う。

(4)　公募説明書、様式集に対する質疑・回答

公募説明書、様式集に対する質疑・回答を以下のとおり実施する。なお、要求水準書、契約書案に対する質疑･回答は、別途実施する。

ア　質疑の受付及び回答スケジュール

(ｱ)　提出期限：平成 21 年 7 月 22 日（水）17 時まで

(ｲ)　回答期限：平成 21 年 7 月 31 日（金）17 時まで

イ　質疑の方法

質疑のある者は、「質疑書」（様式第１号）に、その内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレス宛に送信することとする。なお、上記の方法以外での問い合わせには応じないので留意のこと。

ウ　回答方法

質疑に対する回答は、市のホームページにおいて公表する。なお、提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らないものとする。

(5)　要求水準書・契約書案に対する質疑・回答

要求水準書、契約書案に対する質疑・回答は、応募者を対象として実施する。

ア　質疑の受付及び回答スケジュール

(ｱ)　提出期限：平成 21 年 8 月 4 日（火）17 時まで

(ｲ)　回答期限：平成 21 年 8 月 18 日（火）17 時まで

イ　質疑の方法

質疑のある者は、「質疑書」（様式第２号）に、その内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレス宛に送信することとする。なお、上記の方法以外での問い合わせには応じないので留意のこと。

ウ　回答方法

６－(4)－ウと同じ。

(6)　対話の実施

市は、「９　対話の実施」の規定に基づき、応募者との間で対話を実施する。

(7)　市から最終公募条件の提示

市は、「１０　最終公募条件」の規定に基づき、最終公募条件を応募者に交付する。

(8)　応募書類の提出

応募者は、「１１　応募書類の提出」の規定に基づき、応募書類を提出する。

(9)　応募書類のヒアリング

市は、必要に応じて応募書類のヒアリングを実施する。なお、実施に係る具体的な事項は、別途通知する。

(10)　優先交渉権者並びに次点交渉権者の決定及び公表

市は、平成 22 年 2 月 10 日に、優先交渉権者並びに次点交渉権者を決定する。

また、本審査の結果は、代表企業に対して速やかに通知する。

7　応募者の参加資格要件

応募者は、第一次審査申請書の受付締切日において、以下の資格要件をすべて満たすこと。

また、市は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1)　応募者の構成

ア　応募者は、４．(2)に掲げる業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業（以下「構成員」、「協力会社」という。）によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。なお、応募企業又は構成員は、特別目的会社に出資すること。

イ　応募グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、応募企業は、代表企業を兼ねることとする。

ウ　応募グループにあっては、可燃ごみ処理施設の整備・運営を中心として、本事業全体のマネジメントを行う企業を、設計・施工等業務及び運営業務において構成員から定めること。（以下、設計・施工等業務のマネジメント企業を「ＥＰＣマネジメント企業」、運営業務のマネジメント企業を「Ｏ＆Ｍマネジメント企業」という。）

エ　応募者は、応募にあたり、応募企業、代表企業、構成員、協力会社を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

オ　応募企業、代表企業、構成員、協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。なお、特段の事情とは、業務を承継する形での分社化（代表企業を含む）等を指し、市が認定する。

カ　応募企業、構成員、協力会社のいずれかが、他の応募企業、構成員、協力会社となることは認めない。

キ　応募企業、構成員、協力会社のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は、それぞれ他の応募グループの構成員、協力会社になることはできない。

ク　構成員、協力会社となる企業は、本事業において専ら以下に示す有効利用業務のみを行うことができない。

(ｱ)　焼却処理に伴って発生する副生成物の有効利用業務

(ｲ)　バイオガスを引き取っての有効利用業務

(ｳ)　し尿処理施設及び浄化センターの汚泥の処理後物を引き取っての有効利用業務

ケ　同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2)　応募者の参加資格要件

ア　共通の参加資格要件

応募企業、構成員、協力会社は、次の要件をすべて満たすこと。

(ｱ)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。

(ｲ)　市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(ｳ)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。

(ｴ)　防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(ｵ)　本社、支店又は営業所等が防府市内にある企業にあっては、市税に滞納がないこと。

(ｶ)　消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。

(ｷ)　本事業に関する市のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び同協力企業である復建調査設計株式会社、西村あさひ法律事務所又は当該受託企業と関連をもつ者でないこと。なお、関連をもつ者とは、受託者の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有し、又はその出資の 100 分の 20 を超える出資をしているか、若しくは受託者の役員（取締役以上）を兼ねている企業をいう。

イ　ＥＰＣマネジメント企業

応募企業又は構成員のうち、ＥＰＣマネジメント企業は、以下の要件を全て満たすこと。

(ｱ)　バイオガス化施設、焼却施設のいずれかの設計・施工を行う企業に求められる資格要件を満足する構成員であること。

(ｲ)　バイオガス化施設又は焼却施設を含む複合的な廃棄物処理施設の設計・施工（立上げを含む）の管理技術者（取りまとめ責任者）としての経験を有する技術者を、設計・施工等業務において専任で配置できること。

ウ　Ｏ＆Ｍマネジメント企業

応募企業又は構成員のうち、Ｏ＆Ｍマネジメント企業は、以下の要件を満たすこと。

(ｱ)　バイオガス化施設又は焼却施設を含む複合的な廃棄物処理施設の運転・維持管理の管理責任者（取りまとめ責任者）としての経験を有する技術者を、教育訓練開始から性能保証期間終了後 1 年以上にわたって専任で配置できること。

エ　バイオガス化施設の設計・施工を行う企業

応募企業又は構成員、協力会社のうち、バイオガス化施設の設計・施工を行う企業は、以下の要件を全て満たすこと。なお、同一業務を複数の構成員、協力会社で実施する場合は、少なくとも主たる部分を行う 1 社が以下の要件を全て満たすこと。

(ｱ)　建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ｲ)　提案する処理方式を用いたバイオガス化施設の設計・施工実績があること。

オ　焼却施設の設計・施工を行う企業

応募企業、構成員、協力会社のうち、焼却施設の設計・施工を行う企業は、以下の要件を全て満たすこと。なお、同一業務を複数の構成員、協力会社で実施する場合は、少なくとも主たる部分を担う 1 社が以下の要件を全て満たすこと。

(ｱ)　建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ｲ)　以下の条件を全て満たす焼却施設（応募者が提案する処理方式に限る）の設計・施工実績があること。

ａ　1炉あたり、提案する施設規模以上であること。

ｂ　発電設備を有すること。

ｃ　平成21年3月31日時点において、延べ1年以上の稼動実績を有すること。

ｄ　1炉90日以上の連続運転の実績を有すること。

カ　リサイクル施設の設計・施工を行う企業

応募企業又は構成員、協力会社のうち、リサイクル施設の設計・施工を行う企業は、以下の要件を全て満たすこと。なお、同一業務を複数の構成員、協力会社で実施する場合は、少なくとも主たる部分を行う1社が以下の要件を全て満たすこと。

(ｱ)　建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ｲ)　提案する施設規模以上の規模を有するリサイクル施設の設計・施工実績があること。

(3)　参加資格の喪失

応募者の応募企業又は構成員、協力会社が、応募書類の受付締切日までの間に(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

但し、(2)に掲げる資格を欠くこととなった企業が、代表企業及び(2)のイからカに掲げる企業のいずれにも該当せず、当該企業の脱退又は変更が第一次審査に影響を与えないなど公募手続の透明性、公平性を害さないと市が特に認める場合に限り、(2)に掲げる資格を欠くこととなった企業を脱退させ又は新たな企業に変更した上で新たに応募者を構成し、応募手続きを継続することができる。

８　第一次審査

応募者は、提案する処理方式を定めた上で次に従って第一次審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

(1)　第一次審査申請書類の提出

応募者の代表企業（以下「参加表明者」という。）は、応募企業又は構成員、協力会社が、７.(2)に掲げる「応募者の参加資格要件」を満足することを証明するため、「第一次審査申請書」及び参加資格確認資料（以下総称して「第一次審査申請書類」という。）を担当部局に提出しなければならない。

(2)　参加表明者が提出する第一次審査申請書類

第一次審査申請書類は以下のとおりとする。

ア　第一次審査申請書（様式第３号）

イ　応募者の構成（様式第４号）

ウ　契約構造（プロジェクト組織図）（様式第５号）

エ　委任状［代表企業への委任状］（様式第６号）

オ　委任状［代表企業内受任者への委任状］（様式第７号）

カ　ＥＰＣマネジメント企業が専任で配置する予定の技術者の経歴等（様式第８号）

キ　Ｏ&Ｍマネジメント企業が専任で配置する予定の技術者の経歴等（様式第９号）

ク　選別設備の設計・施工業務の主たる部分を行う企業の納入実績（様式第１０号）及びそれを証明する書類（契約書の写し等）

ケ　バイオガス化施設の設計・施工業務の主たる部分を行う企業の納入実績（様式第１１号）及びそれを証明する書類（契約書の写し等）

コ　焼却施設の設計・施工業務の主たる部分を行う企業の納入実績（様式第１２号）

及びそれを証明する書類（契約書の写し等）

サ　リサイクル施設の設計・施工業務の主たる部分を行う企業の納入実績（様式第１３号）及びそれを証明する書類（契約書の写し等）

シ　選別設備の運営業務の主たる部分を行う企業の運転実績（様式第１４号）及びそれを証明する書類（契約書の写し等）

ス　バイオガス化施設の運営業務の主たる部分を行う企業の運転実績（様式第１５号）及びそれを証明する書類（契約書の写し等）

セ　焼却施設の運営業務の主たる部分を行う企業の運転実績（様式第１６号）及びそれを証明する書類（契約書の写し等）

ソ　リサイクル施設の運営業務の主たる部分を行う企業の運転実績（様式第１７号）及びそれを証明する書類（契約書の写し等）

タ　施工企業に関する特定建設業の許可を受けていることを証明する書類

チ　代表企業の財務的信用力を証明する書類

(3)　第一次審査申請書類の提出方法

第一次審査申請書類は、郵送又は持参により、平成 21 年 8 月 10 日（月）17 時までに担当部局へ提出すること。なお、提出部数は、正本 1 部、副本（正本のコピー）3 部とする。また、ファイリングする等、整理の上で提出すること。

(4)　参加資格要件の確認方法

応募者の参加資格要件の確認は、提出された第一次審査申請書類に対する書類審査により行う。

(5)　第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は、平成 21 年 8 月 12 日（水）に書面により各応募者へ通知するとともに、公表する。

９　対話の実施

(1)　対話実施の考え方

市は、以下の考え方に基づき、応募者と対面での個別対話を行う。

ア　市の意図やニーズの的確な伝達

本事業は、可燃ごみの処理について、焼却施設とバイオガス化施設のコンバインド型の処理システムとしているため、単純焼却とは異なるノウハウや配慮を要する。また、バイオガスの有効利用をＰＦＩ事業の範囲に含めること、焼却残渣等の有効利用方法を事業者の提案とすること等、先進的な取組みが含まれる事業である。

そのため、応募者は、本事業における市の意図やニーズを的確に理解することが必要である。

イ　要求水準未達の防止

本事業は、先進的な取組みが含まれることに加え、可燃ごみの選別をはじめとするごみ処理システムの構築等、応募者の創意工夫を期待する要素が多い。

提案の個別具体的な内容に係る要求水準達成の是非について事前の確認ができない場合、以下の事態に至るおそれがあるため、要求水準未達を防止するとともに、応募者の創意工夫・ノウハウが発揮されるための方策を講ずる必要がある。

(ｱ)　踏み込んだ提案の結果、形式審査で失格となる

(ｲ)　要求水準未達を恐れて新技術の導入に消極的となる等、踏み込んだ提案ができ

ない

ウ　創意工夫の発揮及び事業内容の向上

本事業において応募者の創意工夫・ノウハウの発揮をさらに促進するためには、市側からの一方的な要求水準の提示にとどまらず、応募者側からの代替案を受け入れ、要求水準書の変更も視野に入れた対話を行うことによって、事業内容を向上させる必要がある。

(2)　対話の手順

対話は、以下の手続きに基づいて実施する。なお、対話内容と応募書類にて提出する提案書との整合性に留意すること。

ア　対話用資料の提出

(ｱ)　提出方法

対話用資料は、郵送により、平成 21 年 8 月 24 日（月）17 時までに担当部局へ提出すること。なお、提出部数は、正本 1 部、副本（正本のコピー）3 部とする。また、ファイリングする等整理の上で提出すること。

(ｲ)　対話用資料作成にあたっての留意事項

対話用資料作成にあたっては、以下に留意すること。

a　対話用資料に関する内容・体裁・容量は、原則として応募者の提案に委ねるが､限られた対話機会において有効な対話が実現することを目的とした資料とすること。

b　時間内での説明、確認、協議が可能となるよう、分かりやすく、理解しやすさに配慮すること。

(ｳ)　対話用資料に記載する内容

対話用資料に記載する内容は、以下を想定している。

a　応募者からの確認事項

b　応募者からの複数案（要求水準書の規定を実現するための方法としての複数の案）の提示

c　応募者からの代替案（要求水準書の規定の変更を要請する案）の提示

d　市からの確認依頼に対する回答

(ｴ)　複数案の提示

応募者は、市が提示した要求水準書の規定を実現するための方法として複数の案を提示し、要求水準未達の有無等に関する確認を行うことができる。

(ｵ)　代替案の提示

市は、応募者の創意工夫・ノウハウの発揮を促進させて事業内容を向上させるため、市からの一方的な要求水準の提示にとどまらず、応募者から要求水準書の規定の変更を要請する代替案を受け入れ、要求水準書の変更も視野に入れた対話を行う。

市は、代替案に関して以下の事項等について検証を行い、代替案に妥当性があると判断される場合には、必要に応じて要求水準書の改定を行う。

a　技術的妥当性の検証

b　特定の事業者に有利となる等公平性阻害の有無の検証

c　コスト削減効果の検証

(ｶ) 市からの確認依頼

市からの確認依頼事項を以下に示す。これら事項に関する説明資料を作成すること。

a　処理フロー（ごみ量、有効利用量を記載。ごみの処理方法、バイオガス、焼却残渣等の有効利用方法を記載。バイオガス化施設の脱離液の処理方法を記載。処理不適物の種類を記載。）

b　トラブル発生時のバックアップ体制（可燃ごみ処理施設、リサイクル施設、汚泥の処理又は有効利用施設）

c　配置・動線計画

d　設計・建設期間の工程（試運転、性能試験、教育訓練に関する工程を明記。既存施設の解体・撤去に関する工程を明記。）

イ　対話に関する共通事項

(ｱ) 対話の実施要領

対話の実施要領を以下に示す。

a　応募者間の協議を禁止する。違反した場合には当該応募者を失格とする。

b　市は、応募者から提出された対話用資料及び対話の内容を他の応募者に開示しないものとする。

c　対話時間は各応募者につき 3 時間とする。

d　時間割等の実施に係る具体的な事項は、別途通知する。

e　対話の公平性、中立性の確保を目的として議事録を作成する。

f　対話の過程で、提案の審査・評価は行わない。

g　市が依頼する弁護士立会いのもと、上記の対話実施に関する規律を保持する。

(ｲ) 議事録の取扱い

a　議事録については、競争性を阻害しないために、優先交渉権者決定前における公表は避ける。

b　議事録の公表に際しては、市の情報公開条例に則ることとする。また、応募者に公表する議事録を確認する権利を与える。

ウ　第 1 回対話

(ｱ) 第 1 回対話の実施要領

第 1 回対話の実施要領を以下に示す。

a　平成 21 年 8 月下旬に、市と応募者との間で、第 1 回目の個別対話を実施する。

b　時間等実施に係る具体的な事項は、別途通知する。

(ｲ) 主な対話事項

主な対話事項としては、以下を想定している。

a　応募者からの確認事項に対する回答

b　応募者からの複数案・代替案に関する協議

c　市からの確認依頼に対する応募者からの回答

d　要求水準未達の恐れがある事項に対する市からの指摘

e　第 2 回対話に向けて、準備する資料等の確認

エ　第 2 回対話

(ｱ) 第 2 回対話の実施要領

第 2 回対話の実施要領を以下に示す。

a　平成21年9月上旬に、市と各応募者との間で第2回目の個別対話を実施する。

b　時間等実施に係る具体的な事項は、別途通知する。

(ｲ)　主な対話事項

主な対話事項としては、以下を想定している。

a　第2回対話用に準備された資料等に関する協議

b　応募者からの複数案・代替案に関する協議

c　市からの確認依頼に対する応募者からの回答

１０　最終公募条件の提示

市は、応募者との対話終了後、本事業に関する最終の事業条件と予定価格を、最終公募条件として平成21年9月25日に応募者に通知するとともに、公表する。

(1)　本事業の最終の事業条件

市は、応募者との対話を踏まえ、募集要項で提示した内容を変更する必要が生じた場合には、要求水準書等を改定し、本事業の最終の事業条件として応募者に提示する。

(2)　最終公募条件に対する質疑・回答

最終公募条件に対する質疑・回答は、応募者を対象として実施する。

ア　質疑の受付及び回答スケジュール

(ｱ)　提出期限：平成21年10月8日（木）17時まで

(ｲ)　回答期限：平成21年10月20日（火）17時まで

イ　質疑の方法

６－(5)－イと同じ。

ウ　回答方法

６－(4)－ウと同じ。

(3)　予定価格の提示

市は、「１３　想定事業費」で示した想定事業費の範囲において予定価格を設定し、応募者に提示する。

１１　応募書類の提出

(1)　応募書類の構成

対話終了後、応募者は、最終公募条件に基づき、価格提案書を含む応募書類を提出する。

応募書類の構成は次のとおりとする。応募書類は、様式集に沿って作成するものとする。

ア　応募書類提出届（様式第１８号）

イ　価格提案書（様式第１９号）

ウ　技術提案書（様式第２０号）

エ　非価格要素提案書（様式第２１号）

オ　事業計画書（様式第２２号）

(2)　応募書類の提出方法

応募書類各10部とCD-R／RWを(3)にしたがって持参により提出すること。市は、応募書類の提出に対して受領書を交付する。

なお、CD-R／RWには、応募書類の電子データを格納すること。また、CD-R／RWへの

格納の条件は次のとおりとする。

ア　CD-R／RW：Windows フォーマット

イ　使用アプリケーション

(ｱ)　様式の指定があるもの、説明文等は、Microsoft 社製の Word、Excel の 2000 以降のバージョン

(ｲ)　その他図面等は、pdf

(3)　応募書類の提出

ア　提出期限：平成 21 年 12 月 15 日（火）17 時まで

イ　提出場所：担当部局

(4)　価格提案書の提出方法・開封

価格提案書は、封筒の表面には「価格提案書、件名、住所及び氏名」を記入した長３封筒に入れて提出すること。

価格提案書は、応募者の代表者の立会いのもと、開封を行うものとする。なお、開封に係る具体的な事項は、別途通知する。

(5)　応募の辞退

応募者は、応募書類提出時まで随時応募を辞退することができる。本応募を辞退する場合は、その旨を記載した書面を担当部局に直接持参すること。

(6)　応募の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

ア　応募参加資格がない者による応募

イ　第一次審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの

ウ　応募書類の記載事項が不明なもの又は応募書類に記名もしくは押印のないもの

エ　応募書類が不足しているもの

オ　２通以上の価格提案書を提出したもの

カ　他人の代理を兼ね又は２人以上の代理をしたものに係る応募

キ　価格提案書の金額を改ざんし、又は訂正したもの

ク　一定の金額で価格を表示していないもの

ケ　応募について不正な行為があったとき

コ　その他応募に関する条件に違反したとき

(7)　応募に当たっての留意事項

応募に当たっては、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号)」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集手続きを執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、市は、当該応募者を募集手続きに参加させず又は募集手続きの執行を延期もしくは取りやめることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、その他、市が必要と認めたときは、募集手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

(8)　応募書類の修正等の禁止

応募書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。但し、審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化作業を行うことがある。

１２　本審査

市は、「本審査の審査基準」（別紙１）に基づき、以下の手順を経て本審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

(1)　形式審査

市は、以下について形式審査を行う。形式審査では、応募書類が要求水準書等に規定された性能要件を満足するものであること等の審査を行う。

ア　応募書類についての審査

(ｱ)　必要な書類がそろっているか

(ｲ)　書類間で整合しているか

イ　技術提案と要求水準及び提案金額内訳との適合性等の確認

(ｱ)　すべての業務について、要求水準を満たした技術提案がなされているか

(ｲ)　すべての業務について、技術提案と提案金額内訳が整合しているか

(ｳ)　すべての業務の要求水準及び契約条件を遵守する約束をしているか

(2)　非価格要素審査

(1)の形式審査を通過した応募者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、「本審査の審査基準」（別紙１）に定める非価格要素の点数化方法により、非価格要素点を算定する。「１．信頼性」の「施設の設計・施工並びに運転実績」については、第一次審査申請において提出を求める８-(2)-カからソ並びにチにより、「施設の設計・施工並びに運転実績の得点化方法」（別紙２）に基づいた点数化を行い、評価を行う。

なお、審査にあたっては、応募者へのヒアリングを実施する。

(3)　価格審査

予定価格の範囲内にある最終審査対象者の提案価格を「本審査の審査基準」（別紙１）に定める価格点算定式により価格点に換算し、価格点を算定する。なお、提案価格が予定価格の範囲内にない最終審査対象者は失格とする。

(4)　総合評価の実施・優先交渉権者の選定

(3)で算定した価格点と(2)で算定した非価格要素点から「本審査の審査基準」（別紙１）に定める総合評価式により総合評価点を算定し、最終審査対象者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

なお、総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者によるくじ引きに付す。

市は、優先交渉権者と契約内容の協議を行い、協議が整った場合には優先交渉権者と特定事業契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合、市は、次点交渉権者と協議を行う。

１３　想定事業費

市は、建設費及び運営費を次のとおり想定している。（消費税及び地方消費税の額を含む。）

建設費　：　13,193 百万円

運営費　：　13,400 百万円

合　計　：　26,593 百万円

市は、今後、上記の想定事業費の範囲内において予定価格を設定し、応募者に対し最終公募条件の提示時までに通知する。

１４　優先交渉権者決定後の手続き

(1)　交付金申請手続きへの協力

建設請負事業者は、市が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金要綱等に適合するように設計・施工、関連資料等の作成を行うこと。

(2)　契約内容の協議

市と優先交渉権者である応募企業又は構成員、協力会社は、基本契約を締結した後、建設請負契約、運営委託契約の締結に向け、契約内容の協議を実施する。

なお、契約内容の協議は、契約書案に関する詳細の協議を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。契約内容の協議の後、市は民間事業者と建設請負契約、運営委託契約の締結を行う。

(3)　契約の締結

市は優先交渉権者と次のとおりの契約を順次締結する。

ア　基本契約

市と応募企業又は構成員、協力会社は、本事業の実施（本施設の設計・施工、既存施設の解体・撤去及び運営）に関する包括的な契約としての基本契約を締結する。

なお、本基本契約に基づき、優先交渉権者は速やかに防府市内に特別目的会社を設立する。

イ　建設請負契約

市と建設請負事業者は、下記(4)の規定に従い、本施設の設計・施工等業務に関する仮契約を締結する。本仮契約は、議会の議決を経て正式契約となる。

ウ　運営委託契約

市と運営事業者は、本施設の運営業務の委託に関する契約を締結する。

(4)　建設請負契約の締結方法について

本事業では、バイオガス化施設、焼却施設、リサイクル施設の設計・施工について個別に資格要件を定めているが、本事業において各施設は一体で機能することから、優先交渉権者が応募グループの場合、建設請負契約を締結するにあたって、次のいずれかの方法により契約を締結するものとする。

ア　ＪＶ方式

市は、建設共同企業体（ＪＶ）と建設請負契約を締結する。なお、ＥＰＣマネジメント企業は、建設共同企業体（ＪＶ）の代表企業を務めること。

イ　下請方式

市は、ＥＰＣマネジメント企業と建設請負契約を締結する。ＥＰＣマネジメント企業は、自らが担わない業務について、構成員、協力会社へ下請負する。

(5)　特別目的会社の設立

特別目的会社の設立及び運営に関し、特別目的会社の株主は、次の各号に定める事項を誓約すること。なお、詳細は契約書案に示す。

ア　特別目的会社の設立に当たり、全ての構成員が出資を行うこととするが、構成員以外からの出資も認める。

イ　代表企業の議決権付普通株式の保有割合が、100分の50を超えるものとすること。

ウ　特別目的会社は、教育訓練開始日から事業期間を通じて資本金を 5,000 万円以上

維持すること。

エ　特別目的会社の定款において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 条第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。

オ　特別目的会社の株主は、市の同意を得て、特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分、増資を行うことができる。

カ　特別目的会社による本施設の運営の不具合により市が被った損害は、特別目的会社が賠償するが、代表企業は、当該債務を保証すること。ただし、当該債務保証の額は、当該年度の業務委託費の 20%を上限とする。

１５　契約保証金

建設請負事業者、運営事業者は、各々の契約に定める金額以上の金額の契約保証金又はこれに代わる担保を各々の契約締結と同時に市に差し入れること。なお、各々の契約に定める金額は、建設費については 10%以上、運営費については運営保証対象額以上とし、詳細は契約書案で定める。

１６　その他

(1)　費用負担

契約締結に至る上記すべての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2)　使用言語等

本事業に関する対話以外のすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また応募に関する書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。公募説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

(3)　審査結果理由の説明請求

参加表明者は、各審査結果の理由について、市に説明を求めることができる。

ア　説明請求の期日等

審査結果理由の説明を求める場合には、市が審査結果の講評を公表した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に担当部局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。なお、当該書面は郵送又は持参により提出するものとし､持参の場合は 9 時から 17 時までとする。

イ　説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に書面により行う。

(4)　提出書類の取扱い・著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提出書類については、本提案審査の目的以外には使用しない。なお、提出書類は返却しない。

別紙１：本審査の審査基準

１　総合評価点の算出

非価格要素と価格要素の評価値から以下の算式に基づき、総合評価点を算出する。

（総合評価点）＝（非価格要素点）＋（価格点）

「非価格要素点」及び「価格点」の合計によって総合評価点を算出し、提案価格が予定価格の範囲内の最終審査対象者のうち、上記において算出した総合評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。

２　非価格要素点と価格点の割合

総合評価点は 100 点を満点とし、非価格要素点、価格点の比率は 70：30 とする。

３　非価格要素の点数化方法

⑴　評価項目と配点

評価項目と配点は表１－１のとおりとする。

表１－１　非価格要素の評価項目・配点

大項目	中項目	配点
１．信頼性	本事業の遂行体制	１０点
	施設の設計・施工並びに運転実績	
２．安定性	役割分担・リスク分担の考え方	５点
	事業収支計画及び財務的支援体制	
３．環境性	リサイクル率・最終処分率	２０点
	CO_2排出削減効果	
	環境負荷の低減	
	エネルギー効率	
４．プラント性能	処理システムの全体計画	１０点
	提案技術の安全性・安定性を確保する方策	
	処理不適物の種類と対応等のごみ供給条件	
	ごみ質・ごみ量の変化への対応	
	トラブル発生時の対応方策	
５．運営能力	運転に関する計画	１０点
	補修・更新に関する計画	
	ごみ質・ごみ量の変化への対応	
	トラブル発生時の対応方策	
６．施設間連携	し尿処理施設、浄化センターとの連携に関する計画	５点
	施設間連携の効果	
７．継続性	業務終了時の円滑な引継ぎ業務に関する計画	５点
	引継ぎ後５年間の性能維持のための提案	
８．地域性	地域活性化への貢献	５点
	環境学習機能	
合　計		７０点

⑵　評価の方法

各応募者の提案内容について、各項目に関して表１－２に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて評価を行い、評価点を算出する。

表１－２　評価点の付与の考え方

	判断基準	評価点の算出方法
A	非常に優れている	配点×100%
B	優れている	配点× 75%
C	普通	配点× 50%
D	やや劣る	配点× 25%
E	劣る	配点×　0%

(3) 非価格要素点の点数化方法

非価格要素点の点数化は、以下の算式に基づいて行う。

（非価格要素点）＝（非価格要素の得点／応募者内での非価格要素の最高得点）×70 点

（例）応募者Ａの非価格要素の得点 45 点、応募者内での非価格要素の最高得点 60 点の場合

◆応募者Ａの非価格要素点＝（45 点／60 点）×70 点＝52.5 点

４ 価格点の点数化方法

価格点の点数化は、価格提案書に記載された提案価格について、以下の算式に基づいて行う。なお、評価において現在価値換算は行わない。

（価格点）＝（応募者内での最低価格／提案価格）×30 点

（例）応募者Ａの提案価格 40,000 百万円、応募者内での最低提案価格 32,000 百万円の場合

◆応募者Ａの価格点＝（32,000／40,000）×30 点＝24 点

５ 総合評価点の算出

非価格要素点、価格点が算出された後、応募者の総合評価点を算出する。

（例）非価格要素点：52.5 点、価格点：24 点の場合

◆総合評価点＝非価格要素点＋価格点＝52.5＋24＝76.5 点

別紙２：施設の設計・施工並びに運転実績の得点化方法

１　施設の設計・施工並びに運転実績の審査項目・配点

施設の設計・施工並びに運転実績の審査項目・配点を表２－１に示す。

表２－１　施設の設計・施工並びに運転実績の審査項目・配点

審査項目			配点
本事業の遂行体制	代表企業の財務的信用力		10
	ＥＰＣマネジメント企業が配置する技術者の経歴等		10
	Ｏ＆Ｍマネジメント企業が配置する技術者の経歴等		10
施設の設計・施工並びに運転実績	選別設備	設計・施工実績	5
		運転実績	5
	焼却施設	設計・施工実績	13
		運転実績	13
	バイオガス化施設	設計・施工実績	12
		運転実績	12
	リサイクル施設	設計・施工実績	5
		運転実績	5
合計			100

２　本事業の遂行体制に関する審査方法

本事業の遂行体制については、以下の事項について審査を行う。

(1)　代表企業の財務的信用力

代表企業の財務的信用力について、以下の事項に対して表２－２により点数を付す。

- 代表企業が取得している、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年 1 月 30 日大蔵省令第 5 号）第 1 条第 13 号の 2 に規定する指定格付機関における発行体に関する格付（長期、短期の区分がある格付については長期格付とする。）、又は長期債に関する格付（複数の指定格付機関から格付を取得している場合にはそのいずれかの格付）で最新のものとする。

表２－２　財務的信用力に関する評価点

発行体格付け		投資適格										投機的格付
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11～
	ムーディーズ	Aaa	Aa1	Aa2	Aa3	A1	A2	A3	Baa1	Baa2	Baa3	Ba1～
	その他[注)]	AAA	AA+	AA	AA−	A+	A	A−	BBB+	BBB	BBB−	BB+～
評価点		10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0

注）日本格付研究所、格付投資情報センター、フィッチレーティングス、スタンダード・アンド・プアーズ

(2)　ＥＰＣマネジメント企業が専任で配置する予定の技術者の経歴等

ＥＰＣマネジメント企業が専任で配置する予定の技術者（７．(2)イ(ｲ)の参加資格要件を満足する技術者１名）の経歴等について、以下により点数を付す。

① 以下の式により、応募者ＡのP_Aを算定する。（実績１件毎に係数α、βを乗じた上で、合計してP_Aを算定する。）

◆P_A＝Σ（実績×α×β）

● 実績：焼却施設又はバイオガス化施設を含む複合的な廃棄物処理施設にかかる管理技術者としての業務経歴等

● α　：規模に関する係数

αの値	焼却施設	バイオガス化施設
1.0	150ｔ/日以上	20ｔ/日以上
0.6	75ｔ/日以上150ｔ/日未満	10ｔ/日以上20ｔ/日未満
0.3	15ｔ/日以上75ｔ/日未満	2ｔ/日以上10ｔ/日未満
0.0	15ｔ/日未満	2ｔ/日未満

● β　：本事業への適応性に関する係数

βの値	評価	焼却施設	バイオガス化施設
1.0	・本事業への適応性が高い	・全連続式であり、発電設備を有し、外部への電力供給を行う施設	・生ごみを主たる対象としたバイオガス化施設
0.6	・本事業への適応性がある	・全連続式であり、発電設備を有し、外部への電力供給は行わない施設	・汚泥等とともに生ごみを処理対象とするバイオガス化施設
0.3	・本事業への適応性が低い	・全連続式であり、発電設備の無い施設	・生ごみを対象としない、固形物の処理を行うバイオガス化施設
0.0	・本事業への適応性が無い	・上記以外	・上記以外

② 以下の式により、応募者ＡのＥＰＣマネジメント企業が配置する技術者の経歴等に関する得点を算定する。

◆応募者Ａの得点＝配点×P_A／P_{MAX}

● P_{MAX}：応募者内での最高点

(3) Ｏ＆Ｍマネジメント企業が専任で配置する予定の技術者の経歴等

Ｏ＆Ｍマネジメント企業が専任で配置する予定の技術者（７．(2)ウ(ｱ)の参加資格要件を満足する技術者 1 名）の経歴等について、以下により点数を付す。なお、対象とする実績は、当該技術者が 2 年以上継続して従事した事業とする。

① 以下の式により応募者ＡのM_Aを算定する。(実績 1 件毎に係数α、βを乗じた上で、合計してM_Aを算定する。)

◆M_A＝Σ（実績×α×β）

● 実績：焼却施設又はバイオガス化施設を含む複合的な廃棄物処理施設にかかる管理技術者としての業務経歴等

● α　：業務を行った期間の始期

αの値	業務を行った期間の始期
1.0	当該施設の供用開始後 1 年目まで
0.6	当該施設の供用開始後 2 年目～3 年目
0.3	当該施設の供用開始後 4 年目以降

● β　：業務の種類

βの値	業務の種類
1.0	運転業務及び維持管理業務
0.6	運転業務のみ
0.3	維持管理業務のみ

② 以下の式により、応募者ＡのＯ＆Ｍマネジメント企業が配置する技術者の経歴等に関する得点を算定する。

◆応募者Ａの得点＝配点×M_A／M_{MAX}

● M_{MAX}：応募者内での最高点

4　施設の設計・施工実績の審査方法

施設の設計・施工実績（提案する処理方式に限る）については、以下により点数を付す。

① 以下の式により、応募者ＡのＥ$_A$を算定する。（実績１件毎に係数α、βを乗じた上で、合計してＥ$_A$を算定する。）

◆Ｅ$_A$＝Σ（実績×α×β）

● 実績:平成 11 年度～平成 20 年度の日本国内における納入実績(選別設備、バイオガス化施設は実証プラントも可とする。)

:応募企業、構成員、協力会社のうち当該施設の設計・施工業務において、主たる部分を実施する１社の実績

:焼却施設、リサイクル施設の設計・施工実績は、一般廃棄物処理施設に限る

● α　：規模に関する係数（選別設備は規模にかかわらず 1.0 とする）

αの値	焼却施設	バイオガス化施設	リサイクル施設
1.0	150ｔ/日以上	20ｔ/日以上	25ｔ/日以上
0.6	75ｔ/日以上 150ｔ/日未満	10ｔ/日以上 20ｔ/日未満	12.5ｔ/日以上 25ｔ/日未満
0.3	15ｔ/日以上 75ｔ/日未満	2ｔ/日以上 10ｔ/日未満	2.5ｔ/日以上 12.5ｔ/日未満
0.0	15ｔ/日未満	2ｔ/日未満	2.5ｔ/日未満

● β　：本事業への適応性に関する係数

βの値	評価	選別設備	焼却施設	バイオガス化施設	リサイクル施設
1.0	・本事業への適応性が高い	・混合ごみから生ごみを選別する設備	・全連続式であり、発電設備を有し、外部への電力供給を行う施設	・生ごみを主たる対象としたバイオガス化施設	・破砕、選別、圧縮の全ての処理工程を有する施設
0.6	・本事業への適応性がある	・混合ごみから生ごみを選別する設備（90 日以上の運転実績が確認できる実証プラント）	・全連続式であり、発電設備を有し、外部への電力供給は行わない施設	・汚泥等とともに生ごみを処理対象とするバイオガス化施設	・破砕、選別、圧縮の内２つの処理工程を有する施設
0.3	・本事業への適応性が低い	・混合ごみから生ごみを選別する設備（30 日以上 90 日未満の運転実績が確認できる実証プラント）	・全連続式であり、発電設備の無い施設	―	・破砕、選別、圧縮の内１つの処理工程を有する施設
0.0	・本事業への適応性が無い	・上記以外	・上記以外	・上記以外	・上記以外

② 以下の式により、応募者Ａの施設の設計・施工実績に関する得点を算定する。

◆応募者Ａの得点＝配点×E_A／E_{MAX}

- E_{MAX}：応募者内での最高点

５　施設の運転実績の審査方法

施設の運転実績（提案する処理方式に限る）については、以下により点数を付す。

① 以下の式により、応募者ＡのO_Aを算定する。（実績１件毎に係数α、βを乗じた上で、合計してO_Aを算定する。）

◆O_A＝Σ（実績×α×β）

● 実績:平成 11 年度～平成 20 年度の日本国内における運転実績(選別設備、バイオガス化施設は実証プラントも可とする。)
: 応募企業、構成員、協力会社のうち当該施設の運転業務において、主たる部分を実施する１社の実績
: 焼却施設、リサイクル施設の運転実績は、一般廃棄物処理施設に限る

● α　：規模に関する係数（選別設備は規模にかかわらず 1.0 とする）

αの値	焼却施設	バイオガス化施設	リサイクル施設
1.0	150ｔ/日以上	20ｔ/日以上	25ｔ/日以上
0.6	75ｔ/日以上 150ｔ/日未満	10ｔ/日以上 20ｔ/日未満	12.5ｔ/日以上 25ｔ/日未満
0.3	15ｔ/日以上 75ｔ/日未満	2ｔ/日以上 10ｔ/日未満	2.5ｔ/日以上 12.5ｔ/日未満
0.0	15ｔ/日未満	2ｔ/日未満	2.5ｔ/日未満

● β　：本事業への適応性に関する係数

βの値	評価	選別設備	焼却施設	バイオガス化施設	リサイクル施設
1.0	・本事業への適応性が高い	・混合ごみから生ごみを選別する設備	・全連続式であり、発電設備を有し、外部への電力供給を行う施設	・生ごみを主たる対象としたバイオガス化施設	・破砕、選別、圧縮の全ての処理工程を有する施設
0.6	・本事業への適応性がある	・混合ごみから生ごみを選別する設備（90 日以上の運転実績が確認できる実証プラント）	・全連続式であり、発電設備を有し、外部への電力供給は行わない施設	・汚泥等とともに生ごみを処理対象とするバイオガス化施設	・破砕、選別、圧縮の内２つの処理工程を有する施設
0.3	・本事業への適応性が低い	・混合ごみから生ごみを選別する設備（30 日以上 90 日未満の運転実績が確認できる実証プラント）	・全連続式であり、発電設備の無い施設	―	・破砕、選別、圧縮の内１つの処理工程を有する施設
0.0	・本事業への適応性が無い	・上記以外	・上記以外	・上記以外	・上記以外

② 以下の式により、応募者Ａの施設の運転実績に関する得点を算定する。

◆応募者Ａの得点＝配点×O_A／O_{MAX}

- O_{MAX}：応募者内での最高点

添付資料１　：　事業予定地位置図

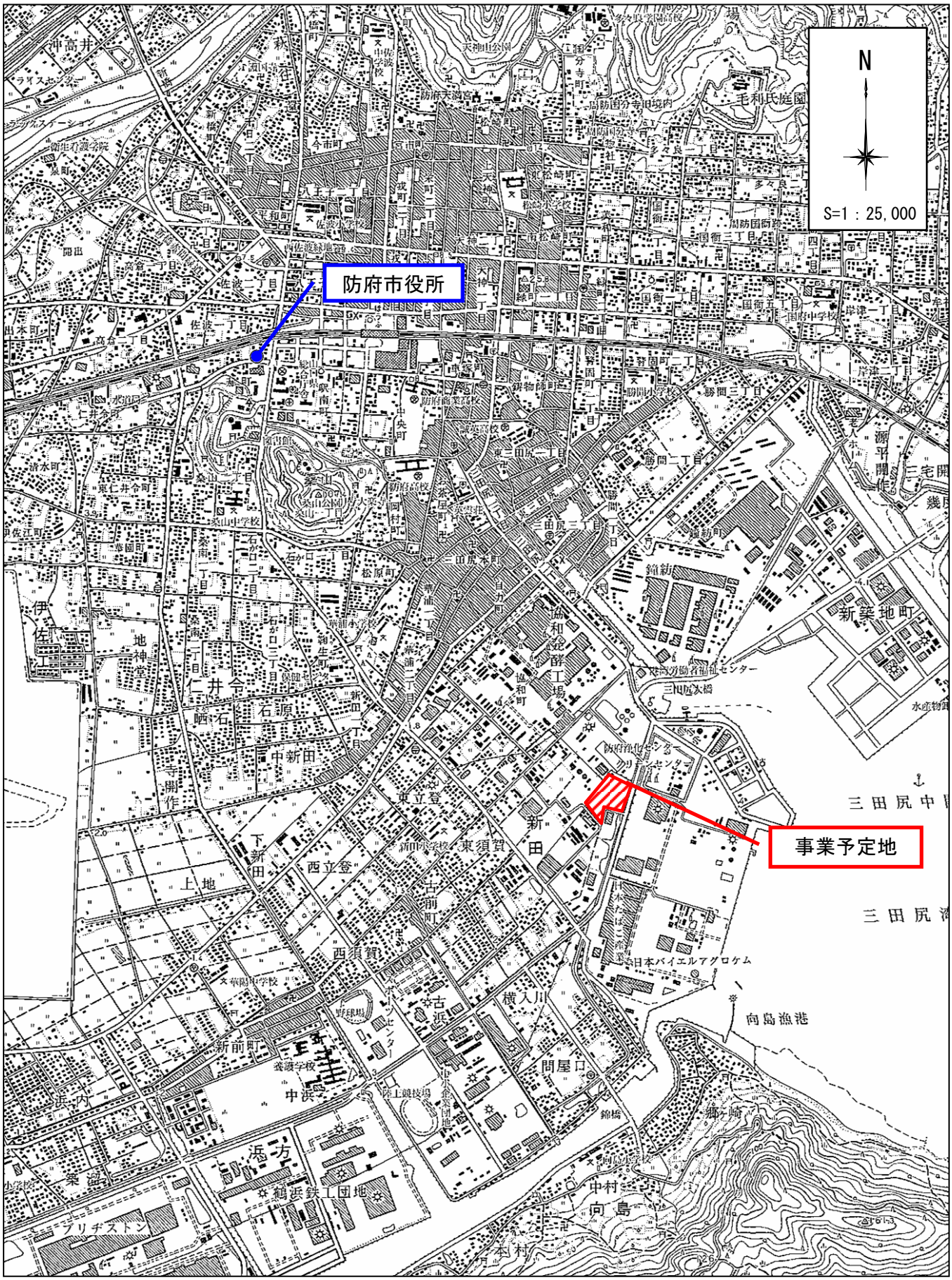

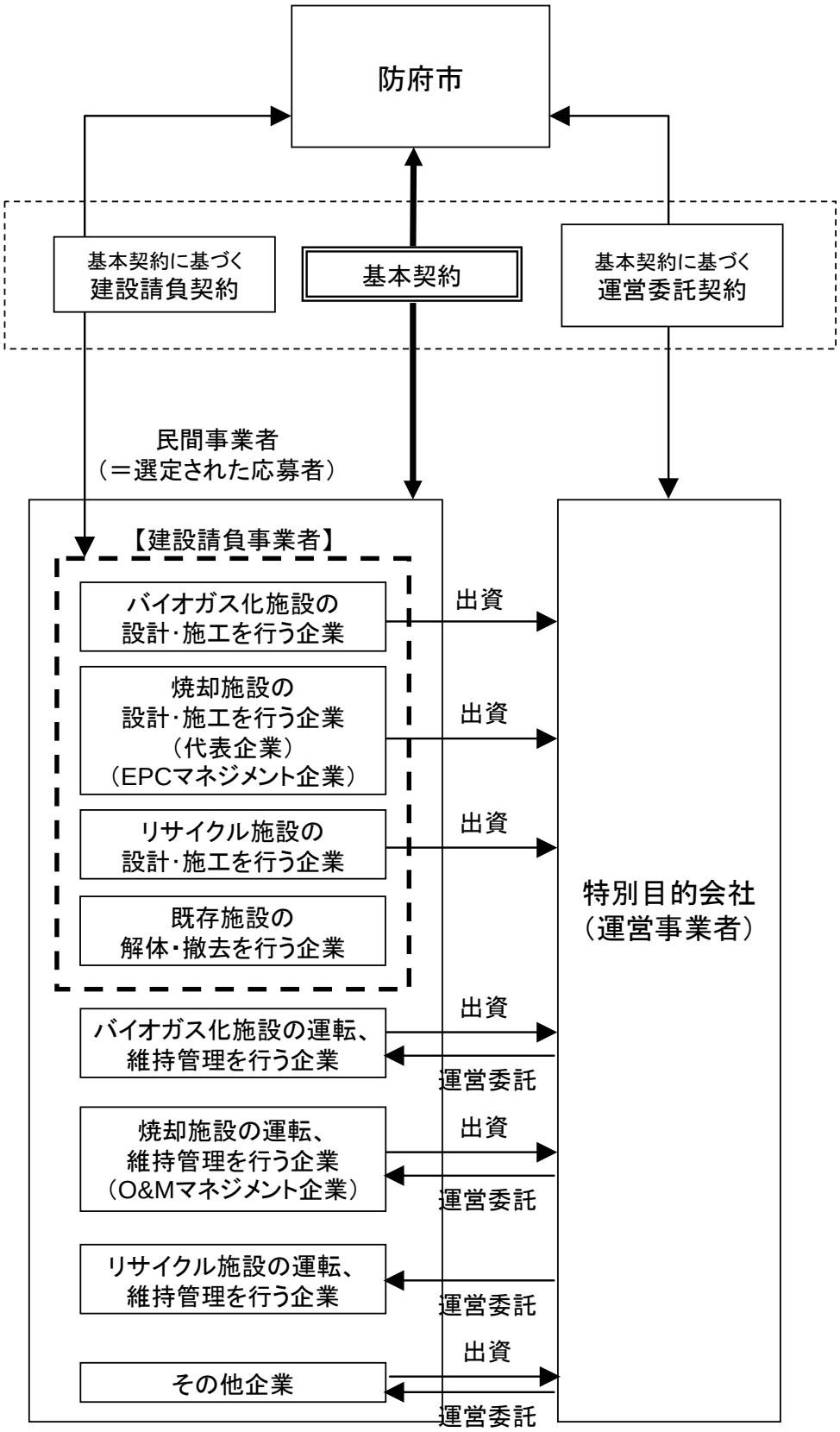

注）本図における構成は一例である。

添付資料３　：　電力供給に係る形態

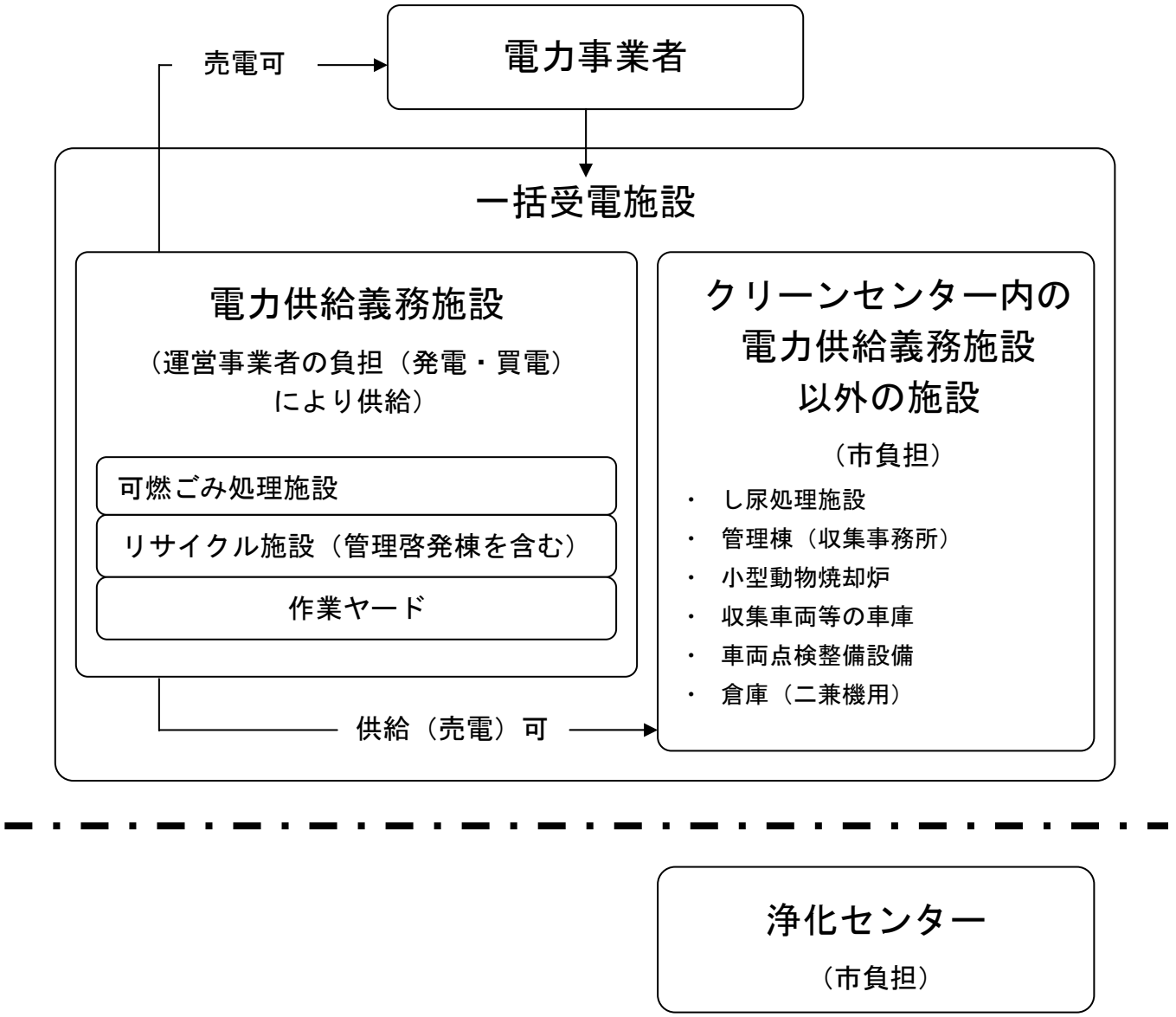

添付資料４　：　事業者の審査及び選定手順